出席停止の感染症と停止期間基準について

学校では、下記のような感染症に罹患した場合、感染した生徒に対して出席停止の措置を行います。 これは、学校保健安全法第19条に基づき、学校での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図るためで す。出席停止になった場合は、欠席扱いにはなりませんので、家庭でゆっくり休養させてください。

	感染症名	出席停止の期間の基準
	・エボラ出血熱 ・クリミアゴンゴ熱	
第	・痘瘡・南米出血熱・ペスト	
-	マールブルグ病・ラッサ熱	治癒するまで
種	・急性灰白髄炎(ポリオ)	
	・ジフテリア	
	• 重症急性呼吸器症候群	
	・鳥インフルエンザH5N1	
	・インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	• 百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物
第		質製剤による治療が終了するまで
	• 麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
=	・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経
		過し、かつ全身状態が良好になるまで
種	・風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	• 水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	・ 咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	
	• 髄膜炎菌性髄膜炎	
	・コレラ ・細菌性赤痢	病状により、学校医その他の医師によって感染のおそれ
	• 腸管出血性大腸菌感染症	がないと認められるまで
第	パラチフス・腸チフス	
	• 急性出血性結膜炎 • 流行性角結膜炎	
Ξ	・その他の感染症	
	┌・溶連菌感染症・手足□病	
種	・ヘルパンギーナ・ウイルス性肝炎	必要があれば出席停止にでできる感染症で、すべて一律
	・伝染性紅斑(りんご病)	に出席停止になるわけではありません。
	•感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	主治医から指示があれば、学校に連絡して下さい。
	・アタマジラミ・水いぼ・とびひ	
	・マイコプラズマ感染症 他	